

スポーツ祭東京2013 全国障害者スポーツ大会 水泳競技

天皇皇后両陛下下行幸啓



▲会場にご到着になられた両陛下



▲選手たちに温かい拍手をお送りに



▲観衆に笑顔でお応えになる両陛下と、お足もとを気遣い先導する山崎区長

10月、江東区の東京辰巳国際水泳場でスポーツ祭東京2013第13回全国障害者スポーツ大会の水泳競技が開催されました。10月14日には、天皇皇后両陛下がご訪問され、選手の皆さんの力いっばいの泳ぎをご覧になられました。

「江東区は第二の故郷」砂町ゆかりの石田波郷 生誕100周年



▲石田波郷(砂町の自宅にて)

◀3月に設置された記念碑

芭蕉記念館で
記念企画展開催
11/28~(木)

戦後の俳壇を先導し「昭和の俳聖」と称された石田波郷は、昭和21年から12年間江東区に暮らし、当時の様子を多くの俳句に詠みました。江東区は波郷にとって、自身が砂町を「第二の故郷」と呼んだゆかりの地です。大正2(1913)年に生まれた波郷の生誕100周年を記念し、企画展「石田波郷-『俳句は生活の裡…即刻打座の歌なり』-」を開催します。初公開の資料を含め、波郷の業績や交友関係などを紹介します 時 11/28(木)~平成26年4/20(日)9:30~17:00(入館は16:30まで) 場 芭蕉記念館(常盤1-6-3) ※第2・4月曜休館。祝日開館 費 大人200円、小中学生50円(観覧料) 申 当日直接会場へ 問 芭蕉記念館 ☎3631-1448

北砂緑道公園内に「江東歳時記」の文学碑を設置

3月、石田波郷砂町会の皆さんにより、北砂緑道公園内(北砂1~2先)に生誕100周年記念碑が設置されました。今月には、書籍を模した見開きページ型の文学碑も完成予定で、11/16(土)14:00から除幕式が行われます 問 石田波郷砂町会発起人代表 関秀雄 ☎090-8306-8953

アスリートの熱戦に観客席から大歓声!



▲全国47都道府県と20の政令指定都市の代表選手335人が熱戦を繰り広げました。



▲競技を終えて表彰される選手の皆さん



▲チームメイトを応援する選手団

学童クラブ・江東きつづクラブB登録

平成26年度入会児童を募集

申請書は11月15日(金)から配付

学童クラブ・江東きつづクラブB登録は、放課後等、保護者の就労などにより家庭で適切な保護を受けられない小学校低学年の児童が生活するところ、児童の健全な育成を図るため、一定の時間、家庭に代わって集団的な活動を行います。

平成26年4月1日(火)から入会を希望する児童を募集します。

なお、江東きつづクラブA登録およびげんきつづは、就労状況に関わらず、実施小学校に在籍する児童を対象として、放課後等の安全で安心な居場所を提供する事業で、平成26年3月上旬から募集開始の予定です。

「学童クラブ」の対象区内に住所がある、小学新1、3年生が対象。江東きつづクラブB登録の対象区内に住所があり江東きつづクラブB登録一覧に掲載する新1、3年生の受付期間12月6日(金)～20日(金)「申請書配付場所」11月15日(金)から各クラブ、児童クラブは江東きつづクラブB登録

江東きつづクラブB登録一覧(計26施設)

名称	電話	所在地	申請受付施設
明治	3641-1280	深川12-17-26(明治小学校内)	きつづクラブ明治(月～金曜) 平野児童館(平野1-2-3) ☎3643-1903(土曜)
深川	3634-0209	高橋14-10(深川小学校内)および高橋14-6(深川北子ども家庭支援センター内)	きつづクラブ深川(月～金曜) 土曜江東きつづクラブ森下(土曜) (高橋14-6深川北子ども家庭支援センター内) ☎3634-0209
臨海	3641-5910	門前仲町1-1-6(臨海小学校内)	きつづクラブ臨海(月～金曜) 古石場児童館(古石場1-11-11) ☎3641-9531(土曜)
越中島	3643-1367	越中島3-6-38(越中島小学校内)	きつづクラブ越中島(越中島小学校校庭内プレハブ)(月～金曜) 古石場児童館(古石場1-11-11) ☎3641-9531(土曜)
平久	3645-3771	木場1-2-2(平久小学校内)および木場1-3-6(平久小学校北側向)	きつづクラブ平久(木場1-3-6平久小学校北側向)(月～金曜) 古石場児童館(古石場1-11-11) ☎3641-9531(土曜)
東陽	3644-2061	東陽3-27-12(東陽小学校内)	きつづクラブ東陽(月～金曜) 東陽児童館(東陽5-16-13) ☎3647-8190(土曜)
元加賀	3641-0627	白河4-3-19(元加賀小学校内)	きつづクラブ元加賀(月～金曜) 森下児童館(森下3-14-6) ☎3635-1535(土曜)
東川	5624-0382	住吉1-12-2(東川小学校内)および住吉1-9-8(児童会館内)	きつづクラブ東川(児童会館内)(月～金曜) 児童会館☎3633-6911(土曜)
豊洲	3531-9471	豊洲4-4-4(豊洲小学校内)	きつづクラブ豊洲(月～金曜) 豊洲児童館(豊洲4-10-4-111) ☎3531-2079(土曜)
豊北	5546-0681	豊洲3-6-1(豊洲北小学校内)	きつづクラブ豊北(月～金曜) 豊洲児童館(豊洲4-10-4-111) ☎3531-2079(土曜)
東雲	3528-1771	東雲2-4-11(東雲小学校内)	きつづクラブ東雲(月～金曜) 東雲児童館(東雲2-4-4-102) ☎3529-1795(土曜)
有明	3527-6360	有明2-10-1(有明小学校内)	きつづクラブ有明(月～金曜) 東雲児童館(東雲2-4-4-102) ☎3529-1795(土曜)
一亀	3684-6471	亀戸2-5-7(第一亀戸小学校内)	きつづクラブ一亀(月～金曜) 亀戸児童館(亀戸2-1-19) ☎3685-5944(土曜)
香取	3682-2205	亀戸4-26-22(香取小学校内)	きつづクラブ香取(月～金曜) 亀戸児童館(亀戸2-1-19) ☎3685-5944(土曜)
二大	3684-4503	大島3-16-2(第二大島小学校内)	きつづクラブ二大(月～金曜) 大島第二児童館(大島4-5-1総合区民センター内)☎3637-2591(土曜)
砂町	3646-7914	北砂4-13-23(砂町小学校内)	きつづクラブ砂町(月～金曜) 小名木川児童館(北砂5-20-5-101) ☎3640-1941(土曜)
五砂	3615-0405	東砂8-11-5(第五砂町小学校内)	きつづクラブ五砂(月～金曜) 東砂児童館(東砂7-15-3) ☎3646-0461(土曜)
六砂	3646-4801	北砂6-26-6(第六砂町小学校内)	きつづクラブ六砂(月～金曜) 東砂児童館(東砂7-15-3) ☎3646-0461(土曜)
東砂	3647-8037	東砂2-12-14(東砂小学校内)	きつづクラブ東砂(月～金曜) 東砂第二児童館(東砂2-13-13) ☎3646-1814(土曜)
北砂	3647-1981	北砂1-3-36(北砂小学校内)および北砂1-3-33(北砂小学校隣)	きつづクラブ北砂(北砂1-3-33北砂小学校隣)(月～金曜) 大島第二児童館(大島4-5-1総合区民センター内)☎3637-2591(土曜)
南砂	3645-5065	南砂2-3-21(南砂小学校内)	きつづクラブ南砂(月～金曜) 南砂児童館(南砂2-3-17) ☎3649-8507(土曜)
数矢	未定	富岡1-18-7(数矢小学校内)	(月曜)古石場学童クラブ(古石場1-11-11古石場児童館内)☎3641-9532 古石場児童館(古石場1-11-11) ☎3641-9531(火～土曜)
枝川(注1)	未定	枝川3-5-3(枝川小学校内)	(月～土曜)枝川学童クラブ(枝川3-5-3枝川小学校内)☎3647-6083
三大(注2)	5626-6921	大島9-5-3(第三大島小学校内)および大島9-6-17(都営大島九丁目第2アパート敷地内)	大島九丁目学童クラブ(大島9-6-17、都営大島九丁目第2アパート敷地内)☎5626-6921(月～金曜) 大島児童館(大島7-28-1-104) ☎3682-9494(土曜)
二砂	未定	東砂7-17-30(第二砂町小学校内)	東砂学童クラブ(東砂7-15-3東砂児童館内)☎3646-0468(月曜) 東砂児童館(東砂7-15-3) ☎3646-0461(火～土曜)
亀高(注3)	未定	北砂5-20-16(亀高小学校内)	亀高学童クラブ(北砂5-20-16亀高小学校内)☎3640-5364(月～金曜) 小名木川児童館(北砂5-20-5-101) ☎3640-1941(土曜)

(注1) 現「枝川学童クラブ」が、「きつづクラブ枝川B登録」に移行
 (注2) 現「大島九丁目学童クラブ」が、「きつづクラブ三大B登録」に移行
 (注3) 現「亀高学童クラブ」が、「きつづクラブ亀高B登録」に移行
 ○土曜は江東きつづクラブ近隣の児童館等で土曜江東きつづクラブB登録を実施。詳細は募集案内をご覧ください。
 ○江東きつづクラブA登録およびげんきつづの募集は、平成26年3月上旬開始予定です。

学童クラブ一覧(計31クラブ)

学童クラブ名	電話	所在地
平野☆	3643-1903	平野1-2-3(平野児童館内)
古石場	3641-9532	古石場1-11-11(古石場児童館内)
塩浜	3647-7093	塩浜2-8-29-101(トミンハイム塩浜二丁目第1内)
潮見☆	5606-9320	潮見1-29-16(潮見一丁目都住敷地内)
豊洲	3531-2079	豊洲4-10-4-111(豊洲児童館内)
豊洲三丁目☆	3533-7388	豊洲3-5-21-101(ロイヤルパークス豊洲内)
豊洲四丁目☆	3532-3581	豊洲4-11-20-137(スターコート豊洲内)
東雲☆	3529-1795	東雲2-4-4-102(東雲児童館内)
東雲第二☆	3534-2500	東雲1-9-13-101(東雲キャナルコートCO DAN内)
東雲第三☆	5530-2236	東雲2-7-3(トミンタワー東雲内)
辰巳	3521-3262	辰巳1-1-36(辰巳児童館内)
千田☆	3699-6254	千田21-18(千田児童館内)
毛利	3634-7669	毛利2-2-2(毛利小学校校庭内)
南陽	3647-0079	東陽2-1-14(南陽幼稚園・南陽小学校内)
東陽	3615-4353	東陽5-16-13(東陽児童館内)
亀戸☆	3685-5944	亀戸2-1-19(亀戸児童館内)
亀戸第三	3636-5341	亀戸7-39-9(亀戸第三児童館内)
浅間野川☆	3684-3901	亀戸9-34-1-141(亀戸レジデンス内)
大島四丁目☆	3681-4129	大島4-1-37(大島四丁目UR住宅敷地内)
大島第二	3637-2660	大島4-5-1(総合区民センター内)
大島六丁目	3685-4710	大島6-1-7-106(大島六丁目UR住宅内)
第四大島	3636-3363	大島6-7-8(第四大島小学校内)
大島七丁目	3682-9533	大島7-28-1-104(大島児童館内)
大島八丁目☆	5609-8237	大島8-28-5-109(ライオンズタワー大島内)
小名木川	3640-1970	北砂5-20-5-101(小名木川児童館内)
◎北砂七丁目(休止中)	-	北砂7-7-1-101(北砂七丁目UR住宅内)
東砂	3646-0468	東砂7-15-3(東砂児童館内)
東砂第二(休止中)	-	東砂2-13-13(東砂第二児童館内)
第七砂町	3644-0596	東砂3-21-5(第七砂町小学校内)
南砂	3649-7752	南砂2-3-17(南砂児童館内)
◎南砂六丁目	3640-5479	南砂6-5-2-101(南砂六丁目都住内)

◎印:土曜開室 ☆印:公設民営
 注:平成26年度から、枝川・大島九丁目・亀高は、江東きつづクラブB登録に移行。千田は公設民営になります。
 平成26年度から、土曜開室大島七丁目、土曜江東きつづクラブ大島に移行し、大島児童館内で実施します。
 東雲は東雲児童館が改修工事のため平成26年3月(予定)まで、児童館とともに「仮設プレハブ(東雲2-4)」に移転しています。
 南砂は平成26年度中に南砂児童館の改修工事を予定しており、一時的に場所を移して開室予定です。

私立(共同自主)学童クラブ

クラブ名	所在地	電話(問い合わせ時間)
大島六丁目共同学童クラブ	大島6-1-7集会所	☎3636-8139(12:00～18:30) [HP] http://oh6kyoudou1979.blog13.fc2.com/
北砂五丁目共同学童保育クラブ	北砂5-20-9北砂五丁目団地9号棟1階	☎3699-4440(12:30～19:30) [HP] http://www.geocities.jp/gakudo_club/
風の子クラブ	南砂2-28-3-203	☎3647-8155(12:30～19:30) [HP] http://www.kazeno-ko-club.com
ライト学童保育クラブ	冬木16-7	☎5620-0693(11:00～19:30)

詳細は各私立学童クラブへお問い合わせください。
 ◎各私立学童クラブへ
 時間延長等も行っていきますので、詳細は各私立学童クラブへお問い合わせください。

人権週間に向けて 人はなぜ差別するのか?

人はなぜ差別するのでしょか。まったく同じ人間が他に存在しない以上、一人ひとりに違いがあるのは当たり前のことです。

しかし、その違いに気づいた瞬間、嫌悪感や不快感などを理由に、他人を見下したくなる場合があります。自分の方が優っていると安心感を得たいときに、ふと差別心が生まれるのかもしれない。

日本には同和地区(被差別部落)の出身という理由で差別されるといふ、大きな人権問題が存在します。

就職や結婚をする際、調査会社などを使って出身地や家族状況を調べたり、さらに、司法書士などが職務上の権限を悪用し、戸籍謄本や住民票等の写しを不正に取得する事件が全国で発生しています。

また、不動産業者等が建設地周辺の同和地区について調べる「土地差別調査」など、差別につながる事件も起こっています。私たちはこれらの調査を「しない、させない、協力しない」ことが重要です。

差別する言葉の脅威
 インターネットの掲示板に部落の地名をはじめ、差別的

な文章が書き込まれる例もあつとを絶ちません。一度書き込まれた内容は瞬時に広まり、心無い情報がひとり歩きする恐れがあります。

また、駅や公園などの建物への差別的な落書き等が見つかっています。これらは書かれた人を傷つけるだけでなく、そのまますべて差別意識を拡大させてしまいます。このような行為は決して許されるものではなく、見過ごさない対応が必要です。

まずは自覚することから
 差別をなくすためには、差別意識を持つていないことを「自覚」することが大切です。なぜなら、差別する人のほとんどが無自覚で行っているからです。

そして、差別する心の奥底には「恐れ」という見えない感情が隠されています。他人を見下した後のほっとした感覚に気づくことはありませんか。差別はその場しのぎに自尊心を満たすものです。

これらの仕組みを理解できれば、他人を差別する必要がなくなり、誰にでも同じように優しい気持ちで接することができるでしょう。

人権推進課人権推進担当
 ☎(3647)1164

高校・大学進学を支援 受験料を無利子で貸付 入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に対し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など制度の詳細は、お気軽に電話でお問い合わせください。

扶養人数	総収入(年間)
0人	176万円以下
1人	260万円以下
2人	320万円以下
3人	380万円以下
4人	440万円以下
5人	500万円以下

※収入から家賃(一定額)を控除できる場合があります。詳細は窓口へご相談ください。



進学支援!!

- 収入の目安
- 以上居住していること
 - 生活保護世帯でないこと
 - 本資金の連帯保証人になっていないこと
 - 他の公的資金の返済を滞納していないこと
 - 同一世帯でない20歳以上の連帯保証人1人が確保できること(収入要件あり)

- 次のすべてに該当し、中学3年生、高校3年生のことも(20歳未満)を養育している方。
- 世帯の生計の中心者
- 収入が一定基準以下であること(別表参照)
- 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
- 土地・建物を所有していないこと。ただし、現在住んでいる住宅・土地については除く
- 貸付対象者および養育していることもがともに都内に1年

- 返済の免除(返済滞り)が高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。
- 受付時間 平日午前9時～正午 午後1時～5時
- 受験生チャレンジ支援貸付相談窓口(区役所2階区民ホール) ☎(3647)9660

平成25年度税制改正 住宅借入金等特別税額控除の 延長・拡充など

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、「江東区特別区税条例」の一部を改正しました。



適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長し、そのうち平成26年4月から平成29年末までに居住した場合の住民税の控除限度額を最大136、

500円まで拡充します。平成26年1月以後に対応する延滞金の割合について、特例基準割合の定義を改めるとともに、本則14・6%の特例の創設に

より引き下げます。○ 公的年金からの特別徴収制度の見直し
平成28年10月以後に実施する特別徴収について、区外に転出した場合、普通徴収に切り替えていたものを一定期間特別徴収として継続します。また、4月から8月に特別徴収する税額を前年度分の年税額の2分の1に相当する額とします。この見直しに伴う公的年金に係る年税額に変更はありません。

○ 延滞金の割合の見直し
平成26年1月以後に対応する延滞金の割合について、特例基準割合の定義を改めるとともに、本則14・6%の特例の創設に

退職した方の再就職を支援 住宅支援給付、就労支援を実施中

区では、解雇などにより退職した方で、就労能力と就労意欲のある方に対して、住宅支援給付として賃貸住宅の家賃を支給しながら、常用就職に向けた支援を行っています。

- ① 支給申請時において退職後2年以内および65歳未満の方
- ② 退職前に自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた方。ただし、離婚等により申請時に世帯の生計の中心者となっている場合は対象
- ③ 就労能力および常用就職の意欲があり、次の3点が実行できる方
- ④ 支給開始後、次の2点のいずれかの支援を受けることができる方(自らの就職活動で就職可能であると区が判断した方を除く)
- ⑤ 就労するために必要な日常生活支援
- ⑥ 申請日の属する月の世帯の総収入が次の金額未満もしくは以下である方
- ⑦ 世帯の預貯金の合計額が次の金額以下である方
- ⑧ 国や自治体の実施する類似の貸付または給付金を受けていない方
- ⑨ 申請者および同居の親族のいずれかが暴力団員でない方
- ⑩ 申請者および同居の親族のいずれかが暴力団員でない方

- ・ 区の住宅就労支援員の面接支援を月4回以上受けること
- ・ 求人先への応募等を原則週1回以上行うこと
- ・ 単身世帯 50万円
- ・ その他世帯 100万円
- ・ 収入関係書類(給与明細、年金の通知等)
- ・ 預貯金関係書類(通帳等)
- ・ 深川地区(左記城東地区以外)の方の問合先
- ・ 保護第一課(区役所2階24番)
- ☎(3647)8487

- ・ 公共職業安定所での職業相談を月2回以上受けること
- ・ 単身世帯 84,000円に家賃額(上限53,700円)を加えた額未満
- ・ 2人世帯 172,000円以下
- ・ 3人以上世帯 172,000円に家賃額(上限69,800円)を加えた額未満
- ・ 本人確認書類
- ・ 運転免許証、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等
- ・ 退職関係書類
- ・ (2年以内に退職したことが確認できる書類)
- ・ 収入関係書類(給与明細、年金の通知等)
- ・ 預貯金関係書類(通帳等)
- ・ 深川地区(左記城東地区以外)の方の問合先
- ・ 保護第一課(区役所2階24番)
- ☎(3647)8487

電子証明書を発行 インターネットでの国税申告などの手続きに

現在、所得税や消費税などの国税申告(e-Tax)、自動車保有関係手続きのワンストップサービスなどが、ご自宅のパソコンからインターネットを使って手続きできます。電子証明書とは、申請を行う際に「なりすましでないこと」「改ざんされていないこと」を証明するものです。詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト(HP) <http://www.jpki.go.jp> を見てください。

電子証明書を利用するには、申請者本人が、自宅などのパソコンでインターネットを利用できる必要があります。また、ICカードリーダーの購入と、前述のポータルサイトからのダウンロードとインストールが必要で

電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。希望する方は、住民基本台帳カード(住基カード)と官公署発行の写真付き身分証明書(運転免許証・パスポート・在留カード等)をお持ちください。写真付きの住基カードをお持ちの方は住基カードのみで手続きができます。申請にはご本人がお越しください。住基カードをお持ちでない方は、事前に住基カードの申

開始し、原則3か月間。ただし支給対象者③で掲げる条件を誠に実施している方は、3か月延長可。さらに、④の支援を継続して受けている場合は、3か月再延長可。

【必要書類】

- ・ 本人確認書類
- ・ (運転免許証、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等)
- ・ 退職関係書類
- ・ (2年以内に退職したことが確認できる書類)
- ・ 収入関係書類(給与明細、年金の通知等)
- ・ 預貯金関係書類(通帳等)
- ・ 深川地区(左記城東地区以外)の方の問合先
- ・ 保護第一課(区役所2階24番)
- ☎(3647)8487

【支給期間】

支給申請の属する月以降から

電子証明書の取得方法

電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。希望する方は、住民基本台帳カード(住基カード)と官公署発行の写真付き身分証明書(運転免許証・パスポート・在留カード等)をお持ちください。写真付きの住基カードをお持ちの方は住基カードのみで手続きができます。申請にはご本人がお越しください。住基カードをお持ちでない方は、事前に住基カードの申

請手続きをしてください(手数料500円)。電子証明書の受付は平日午後4時までです。また、今年度は平成22年度に電子証明書を取得した方の更新時期です。特に1月以降は毎年、窓口が混雑しますので、早めの手続きをお勧めします。※出張所では電子証明書の手続きはできませんので、ご注意ください。

【区民課住民記録係(区役所2階3番窓口)】 ☎500円

【区民課住民基本台帳システム担当】 ☎(3647)9328